お問い合わせ先

海上保安庁海洋情報部技術・国際課 海洋情報渉外官 三宅武治 電話 03-3541-3685(内530)



平成 21 年 5 月 29 日 海 上 保 安 庁

第4回臨時国際水路会議の開催

海上保安庁は、6月2日~4日にモナコで開催される第4回臨時国際水路会議に参加します。

今次会議においては、改正国際水路機関条約の早期発効に向けた取り組み、国際水路機関(IHO)の組織改革に伴う新体制への移行計画、航海用電子海図(ENC)刊行区域の充実に向けた対応策などが決定されます。

- 1.日程 平成21年6月2日(火)~6月4日(木)
- 2.場所 モナコ公国
- 3.主な議題
 - (1) 改正 IHO 条約の早期発効

第3回臨時国際水路会議(2005年)において、IHO条約の改正議定書が採択されました。この議定書を、IHO加盟国の3分の2(54カ国)以上が批准することによって改正 IHO条約が発効されます。 現在批准しているのは、23カ国のみで、発効するまでにあと31カ国の批准が必要です。(我が国は2006年に批准済み。)

こうした状況のため、改正 IHO 条約が早期に発効されるよう、まだ批准していない加盟国への催促などの必要な作業について議論されます。

(2)IHO新体制への移行計画

上述の改正 IHO 条約が発効されると、IHO の組織が別紙のとおり変わります。そのような新体制へ移行するための準備として、新しい組織の業務計画や予算計画などについて議論されます。

(3) ENC 刊行区域

国際海事機関(IMO)の海上安全委員会(MSC)において、船舶への電子海図表示システム(ECDIS)搭載義務化が採択される見込みであり、更なる十分な質と量のENCの刊行が必要とされています。

これを踏まえ、IHO においても、加盟国が刊行する ENC の品質を向上させ、主要な国際航路をカバーする ENC 刊行区域を増やすための対策を取っています。

このような IHO の対策を促進させるための議論がなされます。

4. 主な出席者

海上保安庁

加藤 茂 海洋情報部長ほか2名

(参考)

国際水路機関: International Hydrographic Organization (IHO) 国際水路機関条約に基づく国際機関であり、航海の安全及び海洋環境の保護を支援するために 1970 年に設立。 (加盟国:80カ国)

航海用電子海図: Electronic Navigational Chart (ENC) 安全で効率的な船舶の運航を支えるため、海図情報を電子化した海図。

国際海事機関: International Maritime Organization (IMO) 海上の安全、能率的な船舶の運航、海洋汚染の防止等に関する勧告を行う機関。

海上安全委員会: Maritime Safety Committee (MSC)
IMO の委員会の1つで、海上の安全に直接影響のある事項
を審議し、関連する国際条約の採択、改正等を行う機関。

電子海図表示システム: Electronic Chart Display and Information System (ECDIS)

ENC を画面上に表示させる装置のこと。従来の紙海図の情報に加えて、画面上に自船等の位置や速力、針路などの情報を表示することができ、また、浅瀬など危険海域に近づいた時に警報を発することができる。

国際水路機関組織図(新旧)

